

スマートフォン安心安全強化戦略 「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」について

電気通信個人情報保護推進センター・Pマーク審査部 課長代理 田中 裕

スマートフォンと呼ばれる携帯電話端末の利用が拡大しています。本稿では利用者がスマートフォンやそれを通じて提供される利便性の高いサービスについて、安全・安心に利用できる環境を整備するための総務省や関係事業者等の様々な取組みについてご紹介します。

スマートフォンの利用者情報を活用する多くの関係者

スマートフォンの利用者情報（以下、利用者情報）関係者は、利用者以外にも多く存在します。アプリケーションを提供する人、その提供サイトの運営者、OS（Android、iOS等）の提供事業者やネットワークを提供する事業者、広告配信事業者等、それら利用者情報を活用する関係事業者等（以下、関係事業者等¹⁾）は様々です（図1）。

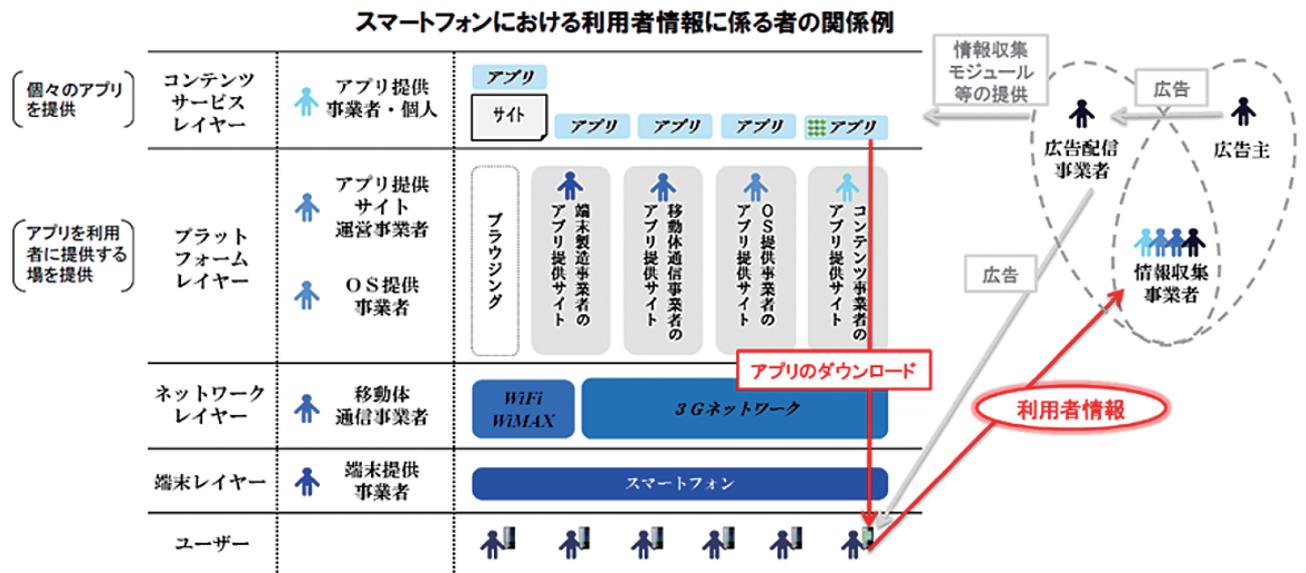
また、スマートフォンは図1のように、水平分業のビジネスモデルになっており、利用者情報は各サービスレイヤーの事業者に取り扱われる可能性があります。利用者にとっては、それら事業者における利用者情報の取扱いが個人情報保護の観点から運用面・技術面で適切になされているかを検証することができないため、アプリケーションを使う／使わないの客観的な判断基準がない状態といえます。このような状態は利用者にとって望ましい

ものではないため、総務省や関係事業者等による対策が検討されました。

総務省や関係事業者等による利用者情報の保護に関する動き ～スマートフォン安心安全強化戦略～

まず、総務省は平成23年から平成24年にかけてスマートフォンやクラウドサービスの利用に当たっての情報セキュリティ上の課題、安全・安心な利用環境の構築のための検討等を目的とした「スマートフォン・クラウドセキュリティ研究会（以下、研究会）ⁱⁱ⁾」や、新たなICTサービスの諸問題を検討する「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の下に、「スマートフォンを経由した利用者情報の取扱いに関するWG」を設置し、開催します。その会合では、本格的な検討の前提となる、「スマートフォンの情報セキュリティ上の課題」及び「利用者情報及びその取り扱い方法について検討が必要

図1 スマートフォンにおける利用者情報に係る者の関係例



（スマートフォン プライバシー イニシアティブ —利用者情報の適正な取扱いとリテラシー向上による新時代イノベーション—）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000171225.pdf P.8より

な課題」を明確にしました。その後、これらの課題をベースに、平成24年8月にスマートフォン・プライバシーに関する包括的な対策の提案として「スマートフォン プライバシー イニシアティブ ―利用者情報の適正な取扱いとリテラシー向上による新時代イノベーション― (以下、SPI I)」を公表しました。そして、翌年の平成25年9月にはSPI Iの提言を踏まえた具体的な対策集である「スマートフォン プライバシー イニシアティブ II (以下、SPI II)」及びその他のスマートフォンの諸課題の対応策をパッケージ化した、「スマートフォン安心安全強化戦略」を国内外に示しました。これら、総務省や関係事業者等の動きにより、利用者はスマートフォンの安全・安心な利用環境が確保できる制度面の前提が整ったこととなります。

利用者を守るプライバシーポリシー ～スマートフォン利用者情報取扱指針～

スマートフォンは従来の携帯電話に比べ、何の情報が関係事業者等に取得・利用されているのかを利用者が理解・把握することは通常困難です。そこでSPI Iでは、利用者にも一定の自己責任が求められるとしながらも、現状では「スマートフォン上の利用者情報の適正な取扱いに関する利用者の不安の解消は、一義的には関係事業者等の役割と責任においてなされるべきものと考えられる。」と提言しました。この提言は利用者の自己責任と突き放すものではなく、消費者保護の観点を優先したもので、利用者にとって望ましい提言といえます。

SPI I 提言におけるスマートフォン利用者情報取扱指針では、まず、利用者情報を活用する関係事業者等は、**表1**で示す6つの基本原則に従ったプライバシーポリシーを作成し、利用者が容易に参照できる場所に掲示するか、またはその代わりになる参照先情報を掲載することとしました。総務省は、この指針の実効性を上げるための様々な取組みとして、業界団体による実情を踏まえ

表1 スマートフォン利用者情報取扱指針の基本原則

基本原則

- ① 透明性の確保
- ② 利用者関与の機会の確保
- ③ 適正な手段による取得の確保
- ④ 適切な安全管理の確保
- ⑤ 苦情・相談への対応体制の確保
- ⑥ プライバシー・バイ・デザインⁱⁱⁱ

(SPI I 提言http://www.soumu.go.jp/main_content/000171225.pdf P.56より)

た各業界のガイドラインの作成とこれに沿った活動を進めることを提言しています。現在では、指針に沿ったいくつかの業界のガイドライン^{iv}も公開され、アプリケーションの開発者が誰でも自由にプライバシーポリシーを作成できるようにする、「アプリケーションプライバシーポリシー作成支援ツール」も同様に公開されています^v。

また、個々のアプリケーションが運用面・技術面で適切に取扱われていることを第三者が検証する仕組みについても、総務省はSPI IIで提言しています。今後、この組織が具体化すれば、利用者にとっては、アプリケーションやその提供者が利用者情報を適切に取扱っているかの検証が容易になるため、利用者にとってアプリケーションに対する信頼感の醸成や、アプリケーション利用の可否についての客観的な判断基準となることが期待されます。

まとめ

ご紹介したような総務省や関係事業者等の試みにより、スマートフォンのアプリケーション提供者による各種ガイドラインと、アプリケーション毎の適切なプライバシーポリシーの作成と公表は推進されることとなります。指針 (SPI I) や、今後整備予定の第三者検証の仕組み (SPI II) により国内のスマートフォン利用者環境は、プライバシーに十分配慮された環境になってゆくものと考えます。

i SPI I 提言 (p.57) では、関係事業者等とは、「①アプリケーション提供事業者・個人、②情報収集モジュール提供者、③アプリケーション提供サイト運営事業者・OS 提供事業者、④移動体通信事業者、⑤端末提供事業者、⑥広告配信事業者・情報収集事業者、⑦その他関係事業者 (アプリ評価サイト運営者等)」としている。

ii 総務省：スマートフォン・クラウドセキュリティ研究会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/smartphone_cloud/

iii SPI I 提言 (P.56) では、「関係事業者等は、新たなアプリケーションやサービスの開発時、あるいはアプリケーション提供サイト等やソフトウェア、端末の開発時から、利用者の個人情報やプライバシーが尊重され保護されるようあらかじめ設計するものとする。利用者の個人情報やプライバシーに関する権利や期待を十分認識し、利用者の視点から、利用者が理解しやすいアプリケーションやサービス等の設計・開発を行うものとする。」としている。

iv 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム(MCF)：http://www.mcf.or.jp/privacymark/pdf/guideline_for_mobilecontent.pdf
http://www.mcf.to/temp/sppv/mcf_spappp_guidline.pdf

一般社団法人電気通信事業者協会(TCA)：<http://www.tca.or.jp/mobile/pdf/sphone03.pdf>

v Eclipseのプラグインとして(株)KDDI研究所が提供：<http://www.kddilabs.jp/tech/public-tech/appgen.html>